

第 1 4 4 1 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例……………4
 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………16
 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例……………20
 甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………44
 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例……………48
 甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例……………51
 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例……………52
 甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………53
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………54
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例……………66

[規 則]

甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例……………67
 甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………70
 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………72
 甲府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則……………74
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………75
 甲府市マウントピア黒平条例施行規則の一部を改正する規則……………79
 甲府市創作の森おびな条例施行規則の一部を改正する規則……………80
 市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則……………81
 甲府市農機具等貸付規則の一部を改正する規則……………82
 甲府市右左口の里条例施行規則の一部を改正する規則……………85
 甲府市寺川グリーン公園条例施行規則の一部を改正する規則……………86
 甲府市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………87

[告 示]

入札告示……………88

指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	91	国民健康保険料納入通知書兼決定通知書等公示送達	134
入札告示	92	特定計量器定期検査の実施公告	135
介護保険被保険者証無効告示	95	住民票を職権消除した者の公示	136
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 公示（2件）	96	指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	137
指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	98	入札告示	138
指定居宅介護支援事業者の廃止公示（2件）	99	犬又は猫の引取り告示	141
地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成した旨の公告	101	市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達	142
入札告示	102	差押調書（謄本）公示送達	143
開発行為に関する工事の完了公告	106	農用地利用集積計画を定めた旨の公告	144
入札告示（5件）	107	都市計画変更案の縦覧公告	145
開発行為に関する工事の完了公告	119	充当通知書公示送達	146
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	120	介護保険料督促状公示送達	147
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	121	差押調書（謄本）公示送達	148
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	122	犬又は猫等の収容告示	149
開発行為に関する工事の完了公告	123	開発行為に関する工事の完了公告	150
甲府市職員採用試験実施公告	124	道路区域の変更告示	151
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事 業指定事業者の指定公示	125	道路の供用開始告示	152
犬又は猫の引取り告示	126	令和元年度補正予算の公表	153
指定介護機関の指定公示	127	国民健康保険被保険者証無効告示	154
生活保護法等指定介護機関廃止公示	128	農業振興地域整備計画の変更公告	155
生活保護法等指定介護機関変更公示	129	犬又は猫等の収容告示	156
指定医療機関の指定公示	130	入札告示（4件）	157
生活保護法等指定医療機関変更公示	131	公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	169
指定医療機関の事業廃止公示	132	配当計算書・充当通知書公示送達	171
開発行為に関する工事の完了公告	133	開発行為に関する工事の完了公告	172
		差押調書（謄本）公示送達	173
		犬又は猫の引取り告示	174

市県民税督促状公示送達	175
指定代理納付者の変更告示	176
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	177
人事行政運営状況の公表	178
介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達	179
軽自動車税督促状公示送達	180
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示	181
[教育委員会]	
甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	182
甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則	184
公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	187
入札告示	191
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	194
[農業委員会]	
甲府市農業委員会9月定例総会招集公告	195
[上下水道局]	
指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止告示	196
入札告示（9件）	197
下水道工事指定店の指定告示（2件）	222
指定給水装置工事事業者の指定告示	224
[任免辞令]	
市長事務部局	225

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第10号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、初任給調整手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」をいう。）にあっては、報酬、費用弁償及び期末手当をいう。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の種類は、勤務時間による勤務に対する

基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、初任給調整手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び災害派遣手当に相当する報酬をいう。

3 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

5 休職中の職員に対しては、いかなる給与も支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号。以下「給与条例」という。）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月条例第1号。以下「技能労務職員給与条例」という。）に基づく給料表を準用し、別表第1に定める会計年度任用職員給料表（以下「給料表」という。）に掲げる職種に応じて適用する。

2 給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に応じて、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定による基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除く。以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給等)

第6条 給与条例第12条から第14条まで及び第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 給与条例第24条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 給与条例第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第28条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第29条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「おいて正規の勤務時間」とあるのは「おいて当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 給与条例第30条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 給与条例第33条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第13条 第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第9条の規定により準用する給与条例第28条、第10条の規定により準用する給与条例第29条及び前条の規定により準用する給与条例第33条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算出する場合におい

て、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第14条 給与条例第48条から第48条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第48条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。次項及び第28条において同じ。)の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員を第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号。以下「特殊勤務手当支給規則」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

第16条 給与条例第9条第1項第2号の医療職給料表(1)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第49条の2第1項に規定する額の範囲内で、規則で定める額を初任給調整手当として支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の災害派遣手当)

第17条 給与条例第36条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る旅費)

第18条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、甲府市職員旅費支給条例(昭和30年3月条例第16号。以下「旅費支給条例」という。)の定めるところにより、旅費を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 給与条例第34条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第20条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第21条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、職務を遂行する上で必要となる知識、技術及びその他の事情を考慮した上で、第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬）

第22条 パートタイム会計年度任用職員には、第7条で規定する地域手当に相当する額を報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第23条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又は割り振られた1週間の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「100分の

125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の125）」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第24条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第25条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第30条に定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第26条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第33条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第27条 第34条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額並びに第23条、第24条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）

第28条 給与条例第48条から第48条の3までの規定は、任期の定めが6月以

上のパートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第48条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第21条及び第22条の報酬に限る。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第29条 特殊勤務手当支給規則の別表に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当支給規則に定める額を特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬）

第30条 給与条例第9条第1項第2号の医療職給料表(1)の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、新たに採用された職員には、給与条例第49条の2第1項に規定する額の範囲内で、規則で定める額を初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当に相当する報酬を支給される職員の範囲、支

給期間及び支給額その他支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の災害派遣に係る報酬)

第31条 給与条例第36条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第32条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第33条 第23条、第24条、第26条及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第21条第1項の規定により計算して得た基本報酬に規則で定める額を加算した額に12を乗じて得た額を、当該会計年度の現日数から週休日又は勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を7からその者の1週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第21条第2項の規定により計算して得た基本報酬に規則で定める額を加算した額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第21条第3項の規定により計算して得た基本報酬に規則で定める額を加算した額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第34条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(給与からの控除)

第35条 給与条例第50条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第36条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職として任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第37条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第25条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第25条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第38条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、旅費支給条例の例による。

(委任)

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係） 会計年度任用職員給料表

職 種	職務の級	適用となる号給の範囲	給与条例及び技能労務職員給与条例に基づく給料表
一般行政職（事務職、技術職）	1 級	1 号給から 39 号給まで	行政職給料表
医療職（医師）	1 級	1 号給から 17 号給まで	医療職給料表（1）
医療職（保健師、助産師、看護師以外）	2 級	1 号給から 31 号給まで	医療職給料表（2）
医療職（保健師、助産師、看護師）	1 級	1 号給から 7 号給まで	医療職給料表（3）
	2 級	1 号給から 15 号給まで	
技能労務職	1 級	1 号給から 32 号給まで	技能労務職給料表
	2 級	1 号給から 43 号給まで	

別表第 2（第 4 条関係） 級別基準職務表

職 種	職務の級	基準となる職務
一般行政職（事務職、技術職）	1 級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 図書館司書の職務 3 保育士の職務 4 社会福祉士の職務 5 その他これに準ずる職務（他の職種の適用を受けないものを含む。）
医療職（医師）	1 級	医師の職務

医療職（保健師、助産師、看護師以外）	2級	保健師、助産師、看護師以外の医療技術職の職務
医療職（保健師、助産師、看護師）	1級	准看護師の職務
	2級	1 保健師の職務 2 助産師の職務 3 看護師の職務
技能労務職	1級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 ごみ収集、処理業務を行う職務
	2級	斎場作業員の職務

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第11号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「臨時に雇用された者」を「地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用された者」に改める。

(甲府市職員定数条例の一部改正)

第2条 甲府市職員定数条例(昭和24年7月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」を「臨時的に任用された職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時の職に関する場合において臨時的に任用された職員に限る。)」に改める。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和25年10月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29

号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「(臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等)」に改め、同条中「臨時及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間その他勤務の条件は、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年9月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月条例第10号)第21条に規定する報酬の額及び同条例第22条に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額をいう。)」を加える。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第6条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「臨時職員等」を「臨時的に任用された職員」に改める。

第4章の章名を「臨時的に任用された職員の給与」に改める。

第39条の2の見出し中「臨時職員等」を「臨時的に任用された職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(甲府市職員旅費支給条例の一部改正)

第7条 甲府市職員旅費支給条例(昭和30年3月条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する赴任した場合の旅費は、地方公務員法第22条の2第1項第

2号に掲げる職員には支給しない。

(甲府市職員の分限に関する条例の一部改正)

第8条 甲府市職員の分限に関する条例(昭和38年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。
(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の給与)」に改め、同条中「臨時に雇用された」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用する技能労務職員の給与は、甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月条例第10号)で定める。

(甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第10条 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和45年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(臨時的に任用された学校職員及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休憩等)

第18条の2 地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、この条例の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、その他勤務の条件は、この条例の規定にかかわらず、その学校職員の性質等を考慮して、教育委員会規則で定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
(甲府市立学校校舎等使用料条例の一部改正)

第1条 甲府市立学校校舎等使用料条例(昭和23年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「530円」に改める。

(甲府市公民館使用料条例の一部改正)

第2条 甲府市公民館使用料条例(昭和29年12月条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

甲府市中央公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から同5 時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から同10 時まで	午前8時 30分から 午後10時 まで
大ホール	2,760円	2,760円	6,300円	3,690円	9,990円
(ホール1)	1,460円	1,460円	3,340円	1,960円	5,300円
(ホール2)	1,300円	1,300円	2,960円	1,730円	4,690円

多目的室	840 円	840 円	1,940 円	1,150 円	3,090 円
会議室 1	550 円	550 円	1,270 円	750 円	2,020 円
会議室 2	840 円	840 円	1,920 円	1,140 円	3,060 円
調理実習室	980 円	980 円	2,240 円	1,320 円	3,560 円
和室 1	240 円	240 円	540 円	310 円	850 円
和室 2	170 円	170 円	440 円	250 円	690 円

甲府市中央公民館相生分館使用料

区分 室名	使用料		
	昼		
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から同 5 時まで	午前 9 時から午 後 5 時まで
音楽室	980 円	1,320 円	2,650 円

甲府市遊亀公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から同 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで
講義室 1 号	660 円	980 円	1,860 円	1,200 円	3,060 円
講義室 2 号	980 円	1,420 円	2,740 円	1,760 円	4,500 円
研修室	980 円	1,320 円	2,640 円	1,640 円	4,280 円
料理実習室	880 円	1,200 円	2,420 円	1,540 円	3,960 円
和室	880 円	1,100 円	2,200 円	1,420 円	3,620 円
展示室	2,640 円	3,520 円	7,040 円	4,400 円	11,440 円

甲府市北公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時	午後 1 時	午前 8 時	午後 5 時	午前 8 時

	30分から 正午まで	から同5 時まで	30分から 午後5時 まで	から同10 時まで	30分から 午後10時 まで
大ホール	2,640 円	2,640 円	5,500 円	3,300 円	8,800 円
多目的集会室	1,200 円	1,200 円	2,640 円	1,760 円	4,400 円
小会議室	270 円	270 円	660 円	440 円	1,100 円
音楽室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
視聴覚室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
工作室	440 円	440 円	980 円	660 円	1,640 円
料理室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
和室	880 円	880 円	1,860 円	1,100 円	2,960 円
軽運動室	1,200 円	1,200 円	2,740 円	1,590 円	4,330 円

甲府市南西公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から同5 時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から同10 時まで	午前8時 30分から 午後10時 まで
大ホール	3,960 円	3,960 円	8,240 円	4,940 円	13,180 円
実習室	540 円	540 円	1,200 円	760 円	1,960 円
音楽・視聴覚室	1,100 円	1,100 円	2,420 円	1,640 円	4,060 円
小会議室	660 円	660 円	1,420 円	880 円	2,300 円
大会議室	1,420 円	1,420 円	3,080 円	1,980 円	5,060 円
教養室1号	880 円	880 円	1,860 円	1,200 円	3,060 円
教養室2号	660 円	660 円	1,420 円	880 円	2,300 円

甲府市東公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前8時	午後1時	午前8時	午後5時	午前8時

	30分から 正午まで	から同 5 時まで	30分から 午後 5 時 まで	から同10 時まで	30分から 午後10時 まで
大ホール	3,300 円	3,300 円	7,140 円	4,180 円	11,320 円
実習室	760 円	760 円	1,640 円	880 円	2,520 円
多目的集会室	1,200 円	1,200 円	2,640 円	1,540 円	4,180 円
視聴覚室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
会議室	1,640 円	1,640 円	3,520 円	1,980 円	5,500 円
料理室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
和室	660 円	660 円	1,420 円	880 円	2,300 円

甲府市北東公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
会議室 1 号	660 円	660 円	1,470 円	880 円	2,350 円
小会議室	320 円	320 円	760 円	440 円	1,200 円
調理実習室	1,030 円	1,030 円	2,350 円	1,370 円	3,720 円
多目的集会室	2,860 円	2,860 円	6,430 円	3,790 円	10,220 円
(会議室 2 号)	880 円	880 円	1,980 円	1,150 円	3,130 円
(会議室 3 号)	1,980 円	1,980 円	4,450 円	2,640 円	7,090 円
和室	370 円	370 円	880 円	490 円	1,370 円

甲府市南公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで

			まで		まで
大ホール	3,620 円	3,620 円	8,200 円	4,840 円	13,040 円
(ホール 1)	1,810 円	1,810 円	4,100 円	2,420 円	6,520 円
(ホール 2)	1,810 円	1,810 円	4,100 円	2,420 円	6,520 円
多目的集会室	940 円	940 円	2,130 円	1,250 円	3,380 円
実習室	940 円	940 円	2,130 円	1,250 円	3,380 円
調理実習室	1,040 円	1,040 円	2,370 円	1,400 円	3,770 円
会議室	450 円	450 円	1,020 円	590 円	1,610 円

甲府市西公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同 10 時まで	午前 8 時 30分から 午後 10 時 まで
大ホール	2,680 円	2,680 円	6,040 円	3,580 円	9,620 円
(ホール 1)	1,340 円	1,340 円	3,020 円	1,790 円	4,810 円
(ホール 2)	1,340 円	1,340 円	3,020 円	1,790 円	4,810 円
会議室	750 円	750 円	1,850 円	1,070 円	2,920 円
多目的集会室	1,250 円	1,250 円	2,890 円	1,680 円	4,570 円
調理実習室	930 円	930 円	2,110 円	1,240 円	3,350 円
生涯学習室	760 円	760 円	1,730 円	1,010 円	2,740 円
実習室	740 円	740 円	1,700 円	990 円	2,690 円
和室	220 円	220 円	510 円	300 円	810 円

甲府市中道公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 時まで	午後 5 時 から同 10 時まで	午前 8 時 30分から 午後 10 時 時まで

			まで		まで
会議室	2,440 円	2,440 円	5,520 円	3,240 円	8,760 円
(会議室 1)	1,200 円	1,200 円	2,720 円	1,600 円	4,320 円
(会議室 2)	620 円	620 円	1,400 円	820 円	2,220 円
(会議室 3)	620 円	620 円	1,400 円	820 円	2,220 円

(甲府市都市公園条例の一部改正)

第 3 条 甲府市都市公園条例 (昭和 3 2 年 1 2 月条例第 5 2 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

施設 の 名 称	利用の区分	無料大会等のために利用する場合			有料大会等のために 利用する場合	無料大会等 及び有料大 会等以外の ために利用 する場合	摘要
		市内の者 (高校生 以下を除 く。)	市外の者 (高校生 以下を除 く。)	高校生以 下			
野 球 場	1 時間	165,000 円			入場料金総額の 10 分の 1 に相当する 額。ただし、その相 当する額が 330,000 円に満たないとき は 330,000 円とす る。	73,700 円	
	午前 午前 8 時 30 分から正午 まで						
	午後 正午から午 後 5 時 30 分 まで						
	一日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分ま で						
プ ロ 球 団 以 外 が 利 用 す る 場 合	1 時間	790 円	1,190 円	480 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する 額。ただし、その相 当する額が 17,600 円に満たないとき は 17,600 円とし、そ の相当する額が 44,000 円を超える ときは 44,000 円と する。		
	午前 午前 8 時 30 分から正午 まで	2,720 円	4,070 円	1,630 円			
	午後 正午から午 後 5 時 30 分 まで	4,320 円	6,480 円	2,580 円			
	一日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分ま で	6,410 円	9,600 円	3,840 円			
競 陸	1 時間	1,120 円	1,670 円	680 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する	半日 一般及び大学	

技 場	上 競 技 の た め に 利 用 す る 場 合	午前	午前 8 時 30 分 から正午 まで	3,530 円	5,290 円	2,110 円	額。ただし、その相 当する額が 23,060 円に満たないとき は 23,060 円とし、 その相当する額が 58,300 円を超える ときは 58,300 円と する。	生 220 円 高校生 100 円 中学生以下 50 円	
		午後	正午から午後 5 時 30 分 まで	5,910 円	8,880 円	3,560 円			
		一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分ま で	8,320 円	12,480 円	4,990 円			
		1 時間		630 円	960 円	370 円			
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー の た め に 利 用 す る 場 合	1 時間	午前	午前 8 時 30 分から正午 まで	1,910 円	2,890 円	1,150 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する 額。ただし、その相 当する額が 11,000 円に満たないとき は 11,000 円とし、そ の相当する額が 27,500 円を超える ときは 27,500 円と する。		
		午後	正午から午後 5 時 30 分 まで	2,720 円	4,070 円	1,630 円			
		一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分ま で	4,010 円	6,000 円	2,390 円			
		1 時間							
上 記 の 競 技 以 外 の た め に 利 用 す る 場 合	1 時間	午前	午前 8 時 30 分から正午 まで			73,700 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する 額。ただし、その相 当する額が 330,000 円に満たないとき は 330,000 円とす る。		
		午後	正午から午後 5 時 30 分 まで			115,500 円			
		一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分ま で			165,000 円			
		1 時間							
庭 球 場	1 時間	午前	午前 8 時 30 分 から正午まで	1 コートにつ き 320 円	1 コートにつ き 480 円	1 コートにつ き 190 円	1 コートにつき、入場料 金総額を利用コート数 で除して得た額の 10分の1に相当する 額。ただし、その相 当する額が 4,400 円 に満たないときは 4,400 円とし、その	無料大会等 のために利 用する場合 に同じ	
		午後							

	午後	正午から午後 5 時 30 分まで	1 コートにつき 1,120 円	1 コートにつき 1,670 円	1 コートにつき 680 円	相当する額が 11,000 円を超えるときは 11,000 円とする。			
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	1 コートにつき 1,600 円	1 コートにつき 2,390 円	1 コートにつき 960 円				
	夜	1 時間	1 コートにつき 630 円	1 コートにつき 960 円	1 コートにつき 370 円				
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	1 コートにつき 1,910 円	1 コートにつき 2,890 円	1 コートにつき 1,150 円				
球技場		1 時間	630 円	960 円	370 円	同左	同左	球技場の総面積の 2 分の 1 の未利用面積を利用する場合には、それぞれの使用料の額の 2 分の 1 に相当する額とする。	
	午前	午前 8 時 30 分から正午まで	1,910 円	2,890 円	1,150 円				
	午後	正午から午後 5 時 30 分まで	2,770 円	4,150 円	1,660 円				
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	4,050 円	6,080 円	2,440 円				
	夜	1 時間	1,270 円	1,910 円	760 円				
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	4,370 円	6,620 円	2,610 円				
水泳プール	50メートルプール	1 時間	2,390 円	3,600 円	1,440 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その相当する額が 47,300 円に満たないときは 47,300 円とし、その相当する額が 118,800 円を超えるときは 118,800 円とする。	半日 一般及び大学生 220 円 高校生 100 円 中学生以下 50 円		
		午前	午前 8 時 30 分から正午まで	7,530 円	11,290 円				4,510 円
		午後	正午から午後 5 時 30 分まで	12,010 円	18,000 円				7,200 円
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	17,130 円	25,690 円	10,270 円				
	25メートル	1 時間	960 円	1,440 円	570 円				
午前		午前 8 時 30 分から正午まで	3,200 円	4,790 円	1,910 円				

ル ブ ル	午後	正午から午後 5時30分 まで	4,320円	6,480円	2,580円			
	一日	午前8時30 分から午後 5時30分ま で	6,410円	9,600円	3,840円			

(甲府市下水道条例の一部改正)

第4条 甲府市下水道条例(昭和37年7月条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市行政財産使用料条例の一部改正)

第5条 甲府市行政財産使用料条例(昭和39年4月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 甲府市道路占用料徴収条例(昭和49年7月条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市市民いこいの里条例の一部改正)

第7条 甲府市市民いこいの里条例(昭和50年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「660円」を「690円」に改める。

(甲府市スポーツ広場条例の一部改正)

第8条 甲府市スポーツ広場条例(昭和52年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「530円」に改める。

(甲府市勤労者福祉センター条例の一部改正)

第9条 甲府市勤労者福祉センター条例(昭和56年7月条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条、第10条関係）

施設	利用料金				
	昼		夜	昼夜	
	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から同5 時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から同10 時まで	午前8時 30分から 午後10時 まで
第1会議室	530円	600円	1,140円	750円	1,890円
第2会議室	530円	680円	1,210円	820円	2,040円
第3会議室（南）	680円	800円	1,480円	960円	2,450円
第3会議室（北）	800円	940円	1,740円	1,100円	2,840円
第1教養室	390円	390円	790円	540円	1,340円
第2教養室	330円	330円	670円	410円	1,080円
料理実習室	1,150円	1,280円	2,440円	1,640円	4,080円
視聴覚室	800円	950円	1,760円	1,220円	2,980円
大ホール	4,080円	4,750円	8,840円	6,160円	15,000円
テニスコート	1面につき1時間80円				
夜間照明施設	テニスコート1面につき30分320円				
資料・談話室、ホール	無料				

（甲府市農村婦人の家条例の一部改正）

第10条 甲府市農村婦人の家条例（昭和57年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

470円	570円	1,050円	680円	1,730円
150円	150円	310円	210円	520円

を

「

490円	590円	1,100円	710円	1,810円
------	------	--------	------	--------

」

150 円	150 円	320 円	220 円	540 円	に、
-------	-------	-------	-------	-------	----

「

260 円	260 円	520 円	310 円	840 円	を
-------	-------	-------	-------	-------	---

「

270 円	270 円	540 円	320 円	880 円	に改める。
-------	-------	-------	-------	-------	-------

(甲府市コミュニティ防災センター条例の一部改正)

第 1 1 条 甲府市コミュニティ防災センター条例 (昭和 5 8 年 3 月条例第 1 1 号)
の一部を次のように改正する。

別表の甲府市西部コミュニティ防災センターの表中

「

100 円	100 円	210 円	100 円	420 円	を
100 円	100 円	210 円	100 円	420 円	
210 円	210 円	420 円	210 円	730 円	
520 円	630 円	1,360 円	840 円	2,100 円	

「

100 円	100 円	220 円	100 円	440 円	に改め、別表の甲府
100 円	100 円	220 円	100 円	440 円	
220 円	220 円	440 円	220 円	760 円	
540 円	660 円	1,420 円	880 円	2,200 円	

市南東部コミュニティ防災センターの表中

「

400 円	470 円	990 円	580 円	1,590 円	を
-------	-------	-------	-------	---------	---

「

410 円	490 円	1,030 円	600 円	1,660 円
-------	-------	---------	-------	---------

」に改め、別表の甲府

市北部コミュニティ防災センターの表中

「

1,020 円	1,170 円	2,500 円	1,470 円	3,990 円
---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

1,060 円	1,220 円	2,610 円	1,540 円	4,180 円
---------	---------	---------	---------	---------

」に改める。

(甲府市上下水道局スポーツ施設条例の一部改正)

第12条 甲府市上下水道局スポーツ施設条例(昭和60年7月条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に改める。

(甲府市総合市民会館条例の一部改正)

第13条 甲府市総合市民会館条例(平成2年7月条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 山の都アリーナ及び芸術ホール一般利用料金

施設区分	利用区分		専用利用				個人 利用	摘要
	全 面 利 用	利用時間	午前	午後	夜間	全日		
		平日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
山の都 アリーナ (ホワイ エを含	全 面 利 用	平日	11,980 円	18,040 円	24,080 円	48,720 円	1 人	暖房又は 冷房を利 用する場 合の利用
		土曜日	14,960 円	22,540 円	30,140 円	60,940 円	1 時	
		日曜日 休日					間 に つ き	

む。)							100円	料金は、 1時間につき 3,840円
	部分利用	バスケットボール	1面につき 2,200円	1面につき 2,960円	1面につき 3,520円	1面につき 7,800円		
		バドミントン	1面につき 1,100円	1面につき 1,420円	1面につき 1,760円	1面につき 3,840円		
		卓球	1台につき 540円	1台につき 760円	1台につき 880円	1台につき 1,980円		
芸術ホール（ホワイエを含む。)	平日		10,220円	15,400円	20,560円	41,580円		
	土曜日		12,860円	19,240円	25,740円	52,020円		
	日曜日							
	休日							

別表第1の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 山の都アリーナ及び芸術ホール特別利用料金

施設区分	利用区分		専用利用				摘要	
	全	面	利用時間	午前	午後	夜間		全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
山の都アリーナ (ホワイエを含む)	全 面 利 用	平日		7,260円	10,780円	14,400円	29,260円	暖房又は冷房 を利用する場 合の利用料金は、1時間に
		土曜日		9,020円	13,520円	18,040円	36,520円	
		日曜日						
		休日						

む。)							つき 3,840 円
	部分 利用	バスケットボール	1面につき 1,320 円	1面につき 1,760 円	1面につき 2,080 円	1面につき 4,620 円	
		バドミントン	1面につき 660 円	1面につき 880 円	1面につき 1,100 円	1面につき 2,420 円	
		卓球	1台につき 320 円	1台につき 440 円	1台につき 540 円	1台につき 1,200 円	
芸術ホール（ホワイエを含む。)	平日	6,160 円	9,240 円	12,320 円	24,960 円		
	土曜日	7,700 円	11,540 円	15,400 円	31,240 円		
	日曜日						
	休日						

別表第1の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 格技場等利用料金

施設区分		利用時間				摘要
		午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで	
格技場	全面利用	2,640 円	3,520 円	4,180 円	9,240 円	暖房又は冷房を利用する場合の利用料金は、1時間につき 540 円
	床面積の2分の1利用	1,320 円	1,760 円	2,080 円	4,620 円	
控室大		660 円	1,100 円	1,420 円	2,860 円	
控室中		440 円	660 円	880 円	1,760 円	
控室小		440 円	660 円	880 円	1,760 円	

控室 1	440 円	660 円	980 円	1,860 円	
控室 2	540 円	880 円	1,100 円	2,300 円	
練習室	3,520 円	5,160 円	6,920 円	14,080 円	
大会議室	3,400 円	4,620 円	4,620 円	12,630 円	
会議室 1	540 円	760 円	760 円	2,080 円	
会議室 2	540 円	760 円	760 円	2,080 円	
会議室 3	540 円	660 円	660 円	1,840 円	
会議室 4	1,100 円	1,540 円	1,540 円	4,180 円	
多目的室	2,140 円	2,870 円	2,870 円	7,860 円	

(甲府市マウントピア黒平条例の一部改正)

第 14 条 甲府市マウントピア黒平条例（平成 3 年 3 月条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,500 円」を「11,000 円」に、「520 円」を「540 円」に、「5,250 円」を「5,500 円」に、「310 円」を「320 円」に改める。

(甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例の一部改正)

第 15 条 甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例（平成 5 年 3 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「210 円」を「220 円」に、「260 円」を「270 円」に、「310 円」を「320 円」に改める。

(甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第 16 条 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年 6 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(甲府市リサイクルプラザ条例の一部改正)

第 17 条 甲府市リサイクルプラザ条例（平成 9 年 3 月条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 10 条関係）

施設区分	利用時間	利用料金			
		市内及び笛吹市内に 居住する者		その他の者	
		一般	小・中学 生	一般	小・中学 生
プール	午前 9 時30分から 午後 8 時30分まで	410 円 回数利用 券（6 枚 綴）	100 円 回数利用 券（6 枚 綴）	830 円 回数利用 券（6 枚 綴）	200 円 回数利用 券（6 枚 綴）
浴室	午前10時00分から 午後 4 時30分まで				
トレーニ ング室	午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで	2,090 円	520 円	4,190 円	1,040 円
体育館 （再生品 頒布室）	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯 とも	各時間帯 とも	各時間帯 とも	各時間帯 とも
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	1 室 1,040 円	1 室 520 円	1 室 2,090 円	1 室 1,040 円
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで				
和室 1 （リサイ クルセミ ナー室）	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯とも 1 室 200 円		各時間帯とも 1 室 410 円	
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで				
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで				
和室 2 （リサイ クルセミ ナー室）	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯とも 1 室 200 円		各時間帯とも 1 室 410 円	
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで				
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで				

会議室 (環境セ ミナー 室)	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯とも 1 室 200 円	各時間帯とも 1 室 410 円
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで		
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで		
図書コー ナー	午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで	無料	
展示コー ナー	午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで		
なでしこ 工房	午前 9 時00分から 午後 4 時00分まで		

(市立甲府病院使用料等徴収条例の一部改正)

第 18 条 市立甲府病院使用料等徴収条例（平成 11 年 3 月条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(甲府市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 19 条 甲府市法定外公共物管理条例（平成 13 年 12 月条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部改正)

第 20 条 甲府市上九の湯ふれあいセンター条例（平成 17 年 12 月条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表中「300 円」を「310 円」に、「720 円」を「730 円」に、「510 円」を「520 円」に、

「

520 円	690 円	1,390 円	690 円	2,090 円
400 円	530 円	1,060 円	530 円	1,600 円
370 円	490 円	980 円	490 円	1,480 円

を

」

「

530 円	710 円	1,420 円	710 円	2,130 円
400 円	540 円	1,080 円	540 円	1,630 円
370 円	500 円	1,000 円	500 円	1,500 円

に改め

」

る。

(甲府市いきいきプラザ条例の一部改正)

第 2 1 条 甲府市いきいきプラザ条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

360 円	410 円	890 円	300 円
660 円	770 円	1,630 円	570 円
530 円	530 円	1,060 円	—
340 円	400 円	860 円	290 円
290 円	330 円	730 円	250 円

を

」

「

360 円	410 円	910 円	310 円
680 円	780 円	1,660 円	580 円
540 円	540 円	1,080 円	—
350 円	400 円	880 円	300 円
300 円	340 円	740 円	260 円

に改める。

」

(甲府市健康の杜センター条例の一部改正)

第 2 2 条 甲府市健康の杜センター条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

「

530 円	530 円	1,060 円	—
1,860 円	2,120 円	4,530 円	1,590 円

」

別表中	800 円	910 円	1,950 円	680 円	を
	260 円	290 円	640 円	220 円	
	290 円	340 円	740 円	250 円	
	250 円	280 円	620 円	210 円	

「	540 円	540 円	1,080 円	—	に、
	1,890 円	2,160 円	4,620 円	1,620 円	
	810 円	930 円	1,990 円	700 円	
	270 円	300 円	660 円	230 円	
	300 円	350 円	750 円	260 円	
	260 円	290 円	630 円	220 円	

「1回 300円」を「1回 310円」に改める。

(甲府市右左口の里条例の一部改正)

第23条 甲府市右左口の里条例（平成17年12月条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表中	1,100 円		を	1,150 円		に改める。						
	3,000 円			700 円			2,000 円		13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。	13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。
	700 円			2,000 円			13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。	13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。		
	2,000 円			13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。		13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。				
	13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。										
13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。											

400 円	
300 円	
7,000 円	定員 8 名
2,000 円	
1,500 円	粘土 1 キロ グラムを含 む。粘土 1 キログラム を追加す るごとに 1,000 円を 加算する。

410 円	
310 円	
7,330 円	定員 8 名
2,090 円	
1,570 円	粘土 1 キロ グラムを含 む。粘土 1 キログラム を追加す るごとに 1,040 円を 加算する。

（甲府市農業集落排水施設条例の一部改正）

第 24 条 甲府市農業集落排水施設条例（平成 17 年 12 月条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の表中「3,000 円」を「3,140 円」に、「400 円」を「410 円」に改める。

（甲府市畑地かんがい給水施設条例の一部改正）

第 25 条 甲府市畑地かんがい給水施設条例（平成 17 年 12 月条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「2,000 円」を「2,090 円」に改める。

（甲府市寺川グリーン公園条例の一部改正）

第 26 条 甲府市寺川グリーン公園条例（平成 17 年 12 月条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

「

300 円
150 円
300 円
150 円

「

310 円
150 円
310 円
150 円

別表中	1,000 円	を	1,040 円	に改める。
	500 円		520 円	
	250 円		260 円	
	500 円		520 円	
	250 円		260 円	

(甲府市浄化槽事業条例の一部改正)

第27条 甲府市浄化槽事業条例(平成23年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3中	2,900 円	を	2,930 円	に改める。
	4,100 円		4,190 円	
	7,500 円		7,750 円	
	9,600 円		9,840 円	
	12,100 円		12,460 円	
	13,700 円		14,030 円	
	16,400 円		16,760 円	
	19,300 円		19,800 円	
	25,400 円		25,980 円	
	30,900 円		31,530 円	
	38,000 円		38,760 円	
	47,100 円		48,080 円	
	58,900 円		60,020 円	

(甲府市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第28条 甲府市準用河川占用料徴収条例(平成24年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

第29条 甲府市自転車等の放置の防止に関する条例(平成25年9月条例第24

号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「1,000円」を「1,040円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「2,090円」に改める。

(甲府市創作の森おびな条例の一部改正)

第30条 甲府市創作の森おびな条例(平成29年12月条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,110円」に、「18,000円」を「18,330円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「12,000円」を「12,220円」に、「1,200円」を「1,220円」に改める。

(甲府市保健所関係手数料条例の一部改正)

第31条 甲府市保健所関係手数料条例(平成30年12月条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第54号中「3,150円」を「3,210円」に改め、同表第104号中「2,060円」を「2,100円」に改め、同表第105号から第107号までの規定中「3,150円」を「3,210円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例(第3条(甲府市都市公園条例第7条の2第1項の改正規定に限る。)、第4条、第6条、第7条、第9条、第13条、第14条及び第16条から第31条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う使用、占用又は行為の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行った使用、占用又は行為の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(利用料金に関する経過措置)

3 この条例(第3条(甲府市都市公園条例第7条の2第1項の改正規定に限る。)、第20条、第23条、第26条及び第30条の規定に限る。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用

する。

- 4 この条例（第7条、第9条、第13条、第14条、第21条及び第22条の規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行った利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（甲府市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の甲府市下水道条例第13条の規定にかかわらず、施行日前から使用している下水道で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（占用料に関する経過措置）

- 7 この条例（第6条、第19条及び第28条の規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用する。

（甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第16条の規定による改正後の甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第29条第1項の規定は、施行日以後の廃棄物の処理又は処分に係る手数料について適用する。

（甲府市リサイクルプラザ条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第17条の規定による改正後の甲府市リサイクルプラザ条例（次項において「新リサイクルプラザ条例」という。）別表の規定は、施行日以後の利用及び施

行日以後に発行する回数利用券に係る利用料金について適用する。

- 1 0 施行日前に第 1 7 条の規定による改正前の甲府市リサイクルプラザ条例第 1 1 条の規定により発行された回数利用券は、新リサイクルプラザ条例第 1 1 条の規定により発行された回数利用券とみなす。

(市立甲府病院使用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 第 1 8 条の規定による改正後の市立甲府病院使用料等徴収条例第 3 条第 4 項の規定は、施行日以後の診療等及び診断等証明書の交付の申請に係る使用料等について適用し、施行日前の診療等及び診断等証明書の交付の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

(甲府市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 第 2 4 条の規定による改正後の甲府市農業集落排水施設条例第 1 3 条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(甲府市畑地かんがい給水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 3 第 2 5 条の規定による改正後の甲府市畑地かんがい給水施設条例第 5 条の規定は、施行日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けて給水施設を使用している者の使用料については、その使用期限が満了するまでの間は、なお従前の例による。

(甲府市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 第 2 7 条の規定による改正後の甲府市浄化槽事業条例別表第 3 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(甲府市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 5 第 2 9 条の規定による改正後の甲府市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 3 条第 1 号及び第 2 号の規定は、施行日以後に徴収する費用について適用する。

(甲府市保健所関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 6 第 3 1 条の規定による改正後の甲府市保健所関係手数料条例別表の規定は、施行日以後に行う動物の飼養管理及び返還又は引取りに係る手数料について適用し、施行日前に行った動物の飼養管理に係る手数料については、なお従前の例による。

甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第13号

甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(8) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(9) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期

間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日 (当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場

合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(任期付採用職員の任期の更新)

第5条の2 市長は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第6条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

附則第9項中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた非常勤職員に係る任用期間(任期が更新されていた場合は、その全期間)は、この条例による改正後の第2条第4号ア(7)に規定する引き続き在職した期間に含めるものとする。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第5項各号列記以外の部分中「第2条」を「第5条」に改め、同項第1号中「第2条第1号」を「第5条第1号」に改め、同項第2号中「第2条第2号」を「第5条第2号」に改め、同項第3号中「第2条第3号」を「第5条第3号」に改め、同条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第48条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第48条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第48条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和25年10月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第3条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第26条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第26条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年3月条例第15号)の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第13条第2項第2号中「(同法第16条第1項に該当する場合を除く。)」を削る。

(甲府市職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市職員の分限に関する条例(昭和38年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年7月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 15 号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成 17 年 12 月条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第16号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和56年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「氏名の一部を組み合わせたもの」の次に「、旧氏の一部を組み合わせたもの」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記載」を「の記載が」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 17 号

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第18号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条第15号を同条第20号とし、同条第14号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第8条を次のように改める。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(ロ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「規定により」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第3項並びに第33条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第35条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育

給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

第37条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第38条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「を1人以上5人以下とし」を「は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第43条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第43条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を6人以上19人以下とし」を「6人以上19人以下」に、「附則第4条」を「附則第3条」に、「その利用定員の数を6人以上10人以下とし」を「6人以上10人以下」に、「その利用定員の数を1人」を「1人」に改める。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に

関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に基づき」を「教育・保育給付認定に基づき」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第43条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第44条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号

に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第44条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条を次のように改める。

(準用)

第51条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える

ものとする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準

により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項を次のように改める。

特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」

と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」
と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とある
のは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保
育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適
用しない。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条中「特定地域型保
育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5
年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第19号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年3月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第20号

甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例

甲府市簡易水道等条例（昭和39年4月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

草鹿沢町小規模水道	草鹿沢町地内	を
-----------	--------	---

」

「

草鹿沢町小規模水道	草鹿沢町地内	に
古関・梯町簡易水道	古関町及び梯町地内	

」

改める。

第3条第1項中「及び草鹿沢町小規模水道」を「、草鹿沢町小規模水道及び古関・梯町簡易水道」に、「（以下）」を「に100分の110を乗じて得た額（以下）」に改め、同項の表中「料金」を「金額」に、

「

営業用	1,500円	を
-----	--------	---

」

「

営業用	メーター口径13mm	1,500円	に
	メーター口径20mm	2,000円	
	メーター口径25mm	3,000円	

」

	メーター口径 40 mm	4,000円
--	--------------	--------

改め、同条第3項中「合計額」及び「2分の1の額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

第4条第2項中「5万2,500円」を「5万円に100分の110を乗じて得た額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(甲府市古閑・梯町簡易水道条例の廃止)

2 甲府市古閑・梯町簡易水道条例(平成17年12月条例第64号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、前項の規定による廃止前の甲府市古閑・梯町簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の甲府市簡易水道等条例(以下「新条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。

4 新条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金(猪狩町小規模水道の料金を除く。以下この項において同じ。)及び同日以後にされた給水装置の新設の申請に係る加入金について適用し、同日前の使用に係る料金及び同日前にされた給水装置の新設の申請に係る加入金については、なお従前の例による。

5 施行日前から供給している猪狩町小規模水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道水の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第21号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項並びに第29条第2項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第30条第1項第1号中「指定給水装置工事事業者の」の次に「新規の」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る申請手数料 1件につき
6,000円（ただし、指定の更新に係る指定証再交付の場合2,500円）

第31条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改め、「1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げ、」を削る。

第33条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第1項及び第31条第2項の規定にかかわらず、施行日前から供給している水道水の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道水の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期

間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 改正後の条例第29条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に給水装置工事の申込みをする者について適用する。

規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 9 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 甲府市市税条例施行規則（昭和 25 年 8 月規則第 15 号）第 41 号様式（その 1）及び第 44 号様式
- (2) 甲府市狂犬病予防法施行細則（平成 12 年 3 月規則第 23 号）第 6 号様式備考 3 及び第 7 号様式備考 3
- (3) 甲府市情報公開条例施行規則（平成 13 年 3 月規則第 6 号）別表備考 2
- (4) 甲府市個人情報保護条例施行規則（平成 16 年 3 月規則第 3 号）別表備考 2
- (5) 甲府市環境保全条例施行規則（平成 22 年 9 月規則第 34 号）別表第 2 備考 6
- (6) 甲府市医療法施行細則（平成 31 年 3 月規則第 19 号）第 17 号様式備考 5
- (7) 甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 31 年 3 月規則第 28 号）第 6 号様式
- (8) 甲府市屋外広告物条例施行規則（平成 31 年 3 月規則第 42 号）別表第 1 の(2)イ(イ)の表備考 1

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の

調整をして使用することができる。

甲府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第10号

甲府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

甲府市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年1月規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第11号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者の属する世帯の階層区分に応じ、別表」を「次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に掲げる教育認定子ども 0円
- (2) 令第4条第1項第2号に掲げる満3歳以上保育認定子ども 0円
- (3) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども 別表に定める額

第2条第2項中「4月から」を「前項第3号の利用者負担額は、4月から」に改め、同条第3項を削る。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「取扱い」を「取扱いに」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護世帯等	0円	0円

B 階層	A階層を除き、当該年度分の市町 村民税が非課税の世帯		0円	0円
C 階層	A階層を除き、当該年度分の市町 村民税の課税世帯のうち、均等割 の額のみひとり親世帯等		4,400円	4,400円
C 1 階層	A階層を除き、当該年度分の市町 村民税の課税世帯のうち、均等割 の額のみ世帯（ひとり親世帯等 を除く。）		10,400円	10,200円
C 2 階層	A階層を除き、	48,600円未満	14,200円	14,000円
D 1 階層	当該年度分の市 町村民税の課税	48,600円以上 52,000円未満	17,200円	16,900円
D 2 階層	世帯であって、 その市町村民税	52,000円以上 67,000円未満	19,200円	18,900円
D 3 階層	の所得割の額の 区分が次の区分	67,000円以上 85,000円未満	20,200円	19,900円
D 4 階層	に該当する世帯	85,000円以上 97,000円未満	27,400円	27,000円
D 5 階層		97,000円以上 143,000円未満	29,800円	29,300円
D 6 階層		143,000円以上 155,000円未満	36,400円	35,900円
D 7 階層		155,000円以上 169,000円未満	40,800円	40,200円
D 8 階層		169,000円以上 237,000円未満	44,400円	43,700円
D 9 階層		237,000円以上 301,000円未満	48,200円	47,400円
D 10 階層		301,000円以上	48,400円	47,600円

備考

- 1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育時間を8時間を超え11時間までとするものをいい、「保育短時間」とは、同項の規定により1日当たりの保育時間を8時間までとするものをいう。
- 3 「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。また、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) ひとり親世帯
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - (2) 障がい児又は障がい者のいる世帯
次に掲げる者（在宅である者に限る。）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134

号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯

生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

5 C2階層の項からD10階層の項までの世帯であって、前項のひとり親世帯等については、この表により算定した利用者負担額の直近下位の利用者負担額を適用する。

6 C階層の項からD10階層の項までの世帯であって、同一の世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している世帯については、当該範囲内にある子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(前項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額とし、3人目以降は無料とする。

7 C階層の項からD2階層の項までの世帯(D2階層の項の世帯にあつては、所得割の額が57,700円未満である世帯に限る。)については、前項の年齢制限を適用しない。

8 備考第4項のひとり親世帯等であつて、2人以上の子どもが同一の世帯に属する場合、年齢にかかわらず最年長の子どもから年齢順に1人目は、C階層の世帯については2,200円、C2階層の項からD3階層の項までの世帯(D3階層の項の世帯にあつては、所得割の額が77,101円未満である世帯に限る。)については、4,400円とし、2人目以降は無料とする。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条及び別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用者負担額について適用し、施行日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

甲府市マウントピア黒平条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第12号

甲府市マウントピア黒平条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市マウントピア黒平条例施行規則（平成3年7月規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「210円」を「220円」に、「420円」を「440円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、この規則の施行の前に行った利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

甲府市創作の森おびな条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第 13 号

甲府市創作の森おびな条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市創作の森おびな条例施行規則（平成 30 年 2 月規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「2, 000 円」を「2, 030 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第14号

市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則

市立甲府病院診療規則（昭和42年1月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中

「

(世帯主氏名)	(世帯主との続柄)
---------	-----------

」を

「

(世帯主氏名)	(世帯主との続柄)
連絡先となる家族等	
(氏名)	(患者との関係) (電話) — —

」に

改め、

「

(緊急時の連絡先)	1 (氏名) (患者との続柄) (電話) — —
	2 (氏名) (患者との続柄) (電話) — —

」を

削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市農機具等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第 15 号

甲府市農機具等貸付規則の一部を改正する規則

甲府市農機具等貸付規則（昭和 39 年 4 月規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「3 年」を「5 年」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

種類	単位	貸付料
トラクター（ロータリー、ドッキングローダを含む。）	1 日につき	5,340 円
小型掘削機	1 日につき	4,270 円
果樹皮はぎ機	1 日につき	1,550 円
ハーベスター	1 日につき	2,770 円
一条刈りバインダー	1 日につき	1,390 円
大豆脱穀機	1 日につき	2,770 円
大豆選別機	1 日につき	1,390 円
乗用田植機	1 日につき	4,250 円
スピードスプレヤー	1 日につき	4,650 円
管理機（乗用）	1 日につき	2,770 円
管理機（非乗用）	1 日につき	1,600 円
ワラカッター	1 日につき	1,930 円
果樹作業車	1 日につき	2,670 円
チェーンソー	1 日につき	1,390 円

動力噴霧器	1日につき	1,390円
ハンマーナイフモア	1日につき	3,200円
乗用モア	1日につき	3,850円
刈払い機	1日につき	2,130円
自走チップ	1日につき	2,770円
たい肥散布車	1日につき	1,950円
測量機器（平板、アリダード、ボール、巻尺）		無料

第1号様式中

<input type="checkbox"/> トラクター （ロータリー、ドッキングローダ） <input type="checkbox"/> 小型掘削機 <input type="checkbox"/> 果樹皮はぎ機 <input type="checkbox"/> ハーベスター <input type="checkbox"/> 一条刈バインダー <input type="checkbox"/> 大豆バインダー <input type="checkbox"/> 大豆脱穀機 <input type="checkbox"/> 大豆選別機 <input type="checkbox"/> 乗用田植機 <input type="checkbox"/> スピードスプレヤー	<input type="checkbox"/> 管理機（乗用） <input type="checkbox"/> 管理機（非乗用） <input type="checkbox"/> ワラカッター <input type="checkbox"/> 床土攪拌ミキサー <input type="checkbox"/> 果樹作業車 <input type="checkbox"/> チェーンソー <input type="checkbox"/> 動力噴霧機 <input type="checkbox"/> 土壌消毒機 <input type="checkbox"/> ハンマーナイフモア <input type="checkbox"/> 乗用モア <input type="checkbox"/> 刈払い機 <input type="checkbox"/> 自走チップ <input type="checkbox"/> たい肥散布車	を
---	---	---

<input type="checkbox"/> トラクター （ロータリー、ドッキングローダ） <input type="checkbox"/> 小型掘削機 <input type="checkbox"/> 果樹皮はぎ機 <input type="checkbox"/> ハーベスター <input type="checkbox"/> 一条刈バインダー	<input type="checkbox"/> ワラカッター <input type="checkbox"/> 果樹作業車 <input type="checkbox"/> チェーンソー <input type="checkbox"/> 動力噴霧機 <input type="checkbox"/> ハンマーナイフモア <input type="checkbox"/> 乗用モア	に
---	---	---

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大豆脱穀機 | <input type="checkbox"/> 刈払い機 |
| <input type="checkbox"/> 大豆選別機 | <input type="checkbox"/> 自走チップ |
| <input type="checkbox"/> 乗用田植機 | <input type="checkbox"/> たい肥散布車 |
| <input type="checkbox"/> スピードスプレー | |
| <input type="checkbox"/> 管理機（乗用） | |
| <input type="checkbox"/> 管理機（非乗用） | |

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸付けの決定を受け、かつ、当該決定に係る貸付料の納入がされている者に係る当該貸付料の額については、なお従前の例による。

甲府市右左口の里条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第16号

甲府市右左口の里条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市右左口の里条例施行規則（平成18年2月規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「300円」を「310円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

甲府市寺川グリーン公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 17 号

甲府市寺川グリーン公園条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市寺川グリーン公園条例施行規則（平成 18 年 2 月規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「730円」に、「300円」を「310円」に、「400円」を「410円」に、「250円」を「260円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

甲府市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第18号

甲府市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市都市公園条例施行規則（昭和35年11月規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「860円」を「880円」に、「100円」を「110円」に、「540円」を「550円」に、「1,830円」を「1,870円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告示

甲府市告示第511号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第679号 |
| (2) 業務名称 | 市営林道橋梁点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和2年2月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う林道の橋梁点検業務を受託し、本委託業務と同規模の点検業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立があること。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和元年9月2日（月）～令和元年9月13日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年9月2日（月）～令和元年9月13日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年10月1日（火） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に
国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす
る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和元年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社いつみ家・絆 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市国母四丁目21番2号 |
| 3 | 事業所名 | 絆 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国母四丁目21番2号 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援B型 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1910101409 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和元年8月31日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第687号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市市営住宅等長寿命化計画策定業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和2年2月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 管理技術者は、建築士法に基づく一級建築士及び技術士法第32条により登録された技術士（建設部門：都市及び都市計画）の資格を有した者であること。（管理技術者と他1名を担当技術者として選任し、2名で一級建築士と技術士（建設部門：都市及び都市計画）の資格を有する場合も同等と認める。）
- (3) 管理技術者は、過去に本業務と同種又は類似した計画策定に関する実績を持ち、十分な知識と経験を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立が

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和元年9月2日（月）～令和元年9月12日（木）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和元年9月12日（木）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年9月2日（月）～令和元年9月12日（木）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和元年9月12日（木）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年9月27日（金） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第514号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和元年9月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第515号

介護保険法第75条第2項及び第115条の5第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和元年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104707 |
| 2 | 事業所の名称 | 山梨事業所内（福祉用具貸与事業）
甲府地域福祉事業所かえで |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市丸の内2-9-20 甲府共立病院東館2F |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 企業組合労協センター事業団
代表理事 田嶋羊子 |
| 5 | サービスの種類 | 福祉用具貸与
介護予防福祉用具貸与 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和元年8月31日 |

甲府市告示第516号

介護保険法第75条第2項及び第115条の5第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和元年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104707 |
| 2 | 事業所の名称 | 山梨事業所内（福祉用具貸与事業）
甲府地域福祉事業所かえで |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市丸の内2-9-20 甲府共立病院東館2F |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 企業組合労協センター事業団
代表理事 田嶋羊子 |
| 5 | サービスの種類 | 特定福祉用具販売
介護予防福祉用具販売 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和元年8月31日 |

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和元年9月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990900076 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲州デイサービスセンター 韮崎事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 韮崎市龍岡町若尾新田850-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町四日市場2031番地の2
医療法人銀門会
理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和元年9月1日 |

甲府市告示第518号

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和元年9月3日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970102347
2	事業所の名称	居宅介護支援事業所貴和
3	事業所の所在地	甲府市音羽町4-16
4	当該事業所の申請者	医療法人貴和 理事長 三羽 啓史
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	廃止年月日	令和元年9月30日

甲府市告示第519号

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和元年9月3日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970104012
2	事業所の名称	ケアプランブルーアース
3	事業所の所在地	甲府市大里町1256-1
4	当該事業所の申請者	株式会社ブルーアースジャパン 代表取締役社長 高井道治
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	廃止年月日	令和元年8月31日

甲府市山宮町及び塚原町と古府中町の各一部地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和元年9月4日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 地図及び簿冊の名称
「甲府市地籍図」及び「地籍簿」
- 2 閲覧期間
令和元年9月4日から9月27日まで23日間
(9月14日・15日・16日・21日・22日・23日は除く。)
- 3 閲覧場所
羽黒悠遊館(甲府市山宮町2401番地1)
相川悠遊館(甲府市古府中町6019番地)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前9時30分から午後4時までの間とする。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の物件の売却について一般競争入札を執行する。

令和元年9月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札に付する売却物件概要等

(1) 物件番号(1) 1-1

- ア 物件の種別 土地
- イ 所在及び地番 甲府市大手二丁目4112番
- ウ 地目 宅地
- エ 地積 449.04㎡
- オ 最低売却価格 22,136,325円

(2) 物件番号(1) 1-2

- ア 物件の種別 土地
- イ 所在及び地番 甲府市国玉町字梅ノ木813番8
- ウ 地目 宅地
- エ 地積 90.42㎡
- オ 最低売却価格 2,140,000円

2 入札参加申込みの受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間

令和元年9月9日（月）から令和元年9月20日（金）までの午前9時から午後5時までの間。（この期間内の土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
 甲府市総務部契約管財室管財課
 電話055-237-5197

(3) 受付方法

持参又は郵送（簡易書留）による受付とし、郵送による場合は、令和元年9月20日（金）当日消印有効とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日

令和元年9月26日（木）

(2) 入札の受付、入札及び開札の時間

物件番号	物件の所在	入札の受付時間	入札時間	開札時間
(1)	大手二丁目	午前10時00分から	午前10時20分から	入札

1-1		午前10時15分まで		終了後
(1)1 -2	国玉町	午前11時00分から 午後11時15分まで	午前11時20分から	入札 終了後

(3) 場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び要件

次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
- (7) 入札の公告の日から入札の日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
- (8) 市区町村税を滞納している者
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員

5 入札を無効とする場合に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札保証金を納付したことを証する書面の提出がない又は入札書に書かれた金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (2) 1物件につき、1人で2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
- (3) 入札書に書かれた金額又は氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認し難いもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別し難いもの
- (4) 入札書に書いた金額を訂正した入札
- (5) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと市職員が認める場合における全部の入札

- (6) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び要件」を満たさなくなった者の入札
 - (7) 入札参加申込みをしない者の入札
 - (8) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
 - (9) 入札にあたり他人を脅迫するなど、不正行為のあった者の入札
 - (10) 最低売却価格に達しない入札
 - (11) 入札に関し、市職員の指示に従わなかった者の入札
 - (12) 郵送による入札
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札案内書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 落札者の決定方法
- 開札後、最低売却価格（予定価格）以上で入札した者のうち、最高価格をもって有効な入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができないものとする。
- 7 契約書作成の要否及び代金支払方法
- 契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 8 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 入札保証金の納付等
 - ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
 - ウ 入札保証金には、利息を付さない。
 - (2) 契約保証金の納付等
 - ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
 - ウ 契約保証金には、利息を付さない。
 - (3) 違約金
 - ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。
 - イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。
- 9 一般競争入札案内書の配付
- (1) 配付期間

本告示の日から令和元年9月20日（金）まで

 - (2) 配付場所等

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階

甲府市総務部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ

1 0 現地説明会開催

入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。

1 1 特記事項

(1) 現状有姿による契約

現状有姿の状態で売り渡すものとする。

(2) 土地利用制限

落札した市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

1 2 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則(昭和62年1月20日規則第1号)、一般競争入札案内書等に定めるところによる。

甲府市告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市西高橋町字整理地141番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中央二丁目5番11号
深澤 武史

甲府市告示第523号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 133号		
工事名	道路下防火水槽補強工事		
工事場所	甲府市中央四丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	道路下防火水槽補強工事 N = 5箇所
	2	工期	令和2年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	25,168,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年9月18日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月6日

	4	申請書受付締切日	令和元年9月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年9月25日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年9月26日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月4日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月1日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 138号		
工事名	側溝改良工事(31-4)		
工事場所	甲府市音羽町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L = 68.0 m ・側溝工 L = 68.0 m ・擁壁工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年1月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,671,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事等。 ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年9月18日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月6日

	4	申請書受付締切日	令和元年9月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年9月25日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年9月26日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月4日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月1日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(とび) 135号		
工事名	道路附属施設整備工事(31-2)		
工事場所	甲府市上石田二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L = 60.0 m ・防護柵工 L = 59.0 m ・防護柵基礎工 L = 60.0 m ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年1月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,362,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)540点以上
	3	同種工事施工実績	道路防護柵等の設置工事。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年9月18日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月6日

	4	申請書受付締切日	令和元年9月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年9月25日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年9月26日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月4日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月1日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 139号		
工事名	中道北小学校移転に伴う屋内運動場・プール改築（電気設備）工事		
工事場所	甲府市上曾根町地内 外		
工事概要	1	工事内容	<p>【屋内運動場】</p> <p>1. 幹線設備 2. 屋外弱電設備 3. 屋内幹線設備 4. 電灯コンセント設備 5. 非常用設備 6. 電話設備 7. テレビ共同受信設備 8. 拡声設備 9. 音響設備 10. 時計設備 11. 自動火災報知設備 12. 機械警備配管設備</p> <p>【プール】</p> <p>1. 幹線設備 2. 電灯コンセント設備 3. 弱電設備 4. 機械室内設備</p>
	2	工期	令和2年10月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	26,686,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB

	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,300万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>令和元年8月26日告示(電気) 127号 中道北小学校移転に伴う 校舎・給食室増改築(電気設備)工 事の落札者(代表構成員及び構成員)</u> は、本工事の落札者となることは <u>できません。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年9月18日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月6日
	4	申請書受付締切日	令和元年9月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年9月25日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年9月26日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年9月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年9月26日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月4日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資 格に対する 説明	1	質問	令和元年10月1日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月2日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
年度支払限度額	平成31年度	10,674,400円
	令和2年度	残金
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 140号			
工事名	中道北小学校移転に伴う屋内運動場・プール改築（機械設備）工事			
工事場所	甲府市上曾根町地内 外			
工事概要	1	工事内容	<p>建物概要</p> <p>【屋内運動場・プール付属屋】</p> <p>構造：鉄骨造 一部 鉄筋コンクリート造 平屋建て</p> <p>用途：体育館</p> <p>規模：建築面積 1,165.13㎡ 延べ面積 1,008.52㎡</p> <p>【屋内運動場】</p> <p>1. 屋内給水設備工事 1式 2. 屋外排水設備工事 1式 3. 衛生器具設備工事 1式 4. 換気設備工事 1式 5. 屋内消火設備工事 1式</p> <p>【プール】</p> <p>1. 給水設備工事 1式 2. 屋外排水設備工事 1式 3. 屋内排水設備工事 1式 4. 衛生器具設備工事 1式 5. 換気設備工事 1式 6. ろ過設備工事 1式</p>	
	2	工期	令和2年10月30日まで	
	3	予定価格 (税込み)	28,512,000円 (消費税相当額10%で積算)	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用	

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>令和元年7月8日告示(管)88号 中道北小学校移転に伴う校舎・給食 室増改築(機械設備)工事の落札 者(代表構成員及び構成員)は、本 工事の落札者となることはできませ ん。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年9月18日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月6日
	4	申請書受付締切日	令和元年9月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年9月25日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年9月26日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年9月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年9月26日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月4日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月1日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
年度支払限度額	平成31年度	11,404,800円	
	令和2年度	残金	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市山宮町字大膳田966番1及び966番3から966番10まで
以上9筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市西下条町795番地
株式会社コリドール西下条
代表取締役 米山浩史

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
 - ・甲府駅南口駅前広場
 - ・甲府駅南口吉野家前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
別紙のとおり
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1,000円・原動機付自転車2,000円）

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103113 |
| 2 | 事業所の名称 | あすか居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市屋形2丁目2-22
ハイツ屋形102号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 合同会社 あすがんぱろう
代表社員 原 田 修 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和元年9月7日 |

介護保険法70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105266 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンター奏楽 上阿原 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町1054-3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市上石田3丁目19-23
プラスユー株式会社
代表取締役 保坂 美彦 |
| 5 | サービスの種類 | 通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和元年9月2日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字梅ノ木749番1から749番5まで
以上5筆及び道・水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市富竹一丁目9番13号
株式会社クローバー
代表取締役 丸山奈津子

甲府市告示第533号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和元年9月9日

甲府市長 樋口 雄一

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

令和元年9月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100784 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスリハビリテーションこんね千塚 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市千塚3丁目1-43 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 韮崎市藤井町駒井2658-1
株式会社 Conne
代表取締役 宮尾 一久 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和元年10月1日 |

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年9月12日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年9月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市相生2丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、青い布製の首輪をしている、中型

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第82条の2の規定に基づき、指定介護機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関指定申請書
- 2 事業所番号、指定年月日、事業所の名称、事業所の所在地、事業の種類、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関廃止届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、廃止年月日
別紙のとおり

甲府市告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第82条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 名称 | おおくにクリニック |
| 2 所在地 | 甲府市大里町5125番地 |
| 3 開設者 | 医療法人笹本会 理事長 笹本憲男 |
| 4 指定の期間 | 令和元年8月1日から令和7年7月31日まで |
| 5 指定番号 | 生医甲 1-15 |

甲府市告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関変更届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0115045
2	名称	許山胃腸医院
3	所在地	甲府市中央一丁目12番6号
4	開設者	医療法人財団許山会 理事長 許山 隆
5	廃止年月日	令和元年7月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天神1128番1から1128番7まで
以上7筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区東上野四丁目27番3号
東京セキスイハイム株式会社
代表取締役 岡田 雅一

甲府市告示第543号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年9月10日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書
平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、千代田地区、能泉地区、宮本地区、北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、新田地区、池田地区、貢川地区、石田地区、国母地区の令和元年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公告する。

令和元年9月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象地区
10月17日（木）	午前10時から正午 午後1時から3時	北中学校	千代田地区 能泉地区 宮本地区 北新地区 相川地区 千塚地区 羽黒地区
10月18日（金）	午前10時から正午 午後1時から3時	新田小学校	新田地区 池田地区 貢川地区 石田地区
10月24日（木）	午前10時から正午 午後1時から3時	地方卸売市場 管理事務所	国母地区

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第545号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月11日

甲府市長 樋口雄一

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和元年9月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970900328 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスリハビリテーションこんね藤井 |
| 3 | 事業所の所在地 | 韮崎市藤井町駒井2658-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 韮崎市藤井町駒井2658-1
株式会社 Conne
代表取締役 宮尾 一久 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和元年9月7日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第712号 |
| (2) 業務名称 | 市営団地住宅用火災警報器取替業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和2年3月13日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年9月11日(水)～令和元年9月25日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和元年9月25日(水)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和元年9月11日(水)～令和元年9月25日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和元年9月25日(水)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日 時 令和元年10月7日(月) 午前11時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
(1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年9月17日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年9月11日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市後屋町地内
- 2 犬又は猫の別：猫（2匹）
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス（1匹）、メス（1匹）
- 5 毛の色：白
- 6 その他の特徴：1ヶ月半くらい、首輪をしていない

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第549号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が明らかでなく、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年9月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成31年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部課税管理室市民税課 |

甲府市告示第550号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 市民発第22897号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第551号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和元年9月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和元年9月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画公園 7・4・1号舞鶴城公園の変更 |
| 2 | 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市 まちづくり部 まち整備室 都市計画課
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階 |
| 4 | 縦覧期間 | 令和元年9月13日から
令和元年9月27日まで
ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日・祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先 | 甲府市 まちづくり部 まち整備室 都市計画課 |
| 6 | 意見書の提出方法 | 直接持参又は郵送 |
| 7 | 意見書の提出期限 | 令和元年9月27日 午後5時15分 |
| 8 | 都市計画案の概要 | 案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課において縦覧に供する。 |

甲府市告示第553号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|-------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和元年9月4日 |
| 3 | 返戻日 | 令和元年9月9日 |
| 4 | 通知者 | (省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市市民部市民総室国民健康保険課 |

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年9月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名
平成30年度（平成30年度分）介護保険料第1期分督促状
平成31年度（平成30年度分）介護保険料第1期分督促状
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第1期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第555号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 福発第3202号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年9月25日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年9月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市富竹3丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：薄い黒
- 6 その他の特徴：2～3ヶ月齢、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字起田21番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都三鷹市新川3丁目10番13号
小佐野友三郎

甲府市告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和元年10月2日まで一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1308
- 3 路線名 中上今井線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下鍛冶屋町字内ク祢954番4地先から 甲府市下鍛冶屋町字内ク祢954番4地先まで	115.1～ 131.0	12.7
新	甲府市下鍛冶屋町字内ク祢954番4地先から 甲府市下鍛冶屋町字内ク祢954番4地先まで	42.1～ 48.9	12.7

甲府市告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和元年10月2日まで一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	中上今井線	甲府市下鍛冶屋町字内ク祢 954番4地先から 甲府市下鍛冶屋町字内ク祢 954番4地先まで	12.7	令和元年 9月19日

地方自治法第219条第2項の規定により、令和元年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和元年9月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 令和元年度甲府市一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和元年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和元年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和元年9月19日 原案可決

甲府市告示第561号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和元年9月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第562号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和元年9月24日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第563号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年10月1日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年9月24日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市貢川本町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶トラ
- 6 その他の特徴：成猫、首輪無し、中型

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）12号		
工事名	①H31都市計画道路 和戸町竜王線築造工事（中央四丁目工区） ②（街路－1）配水管布設替工事 ③下水道管工事（R1D－1）		
工事場所	甲府市中央四丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 L = 100.0 m（計画幅員W = 22.0 m） ・ 地盤改良工 A = 240.0 m³ ・ 自由勾配側溝 L = 80.4 m ・ 集水桝 N = 8箇所 ・ アスファルト舗装工 A = 816.0 m² ・ 透水性舗装工 A = 878.0 m² ・ 電線共同溝工 L = 20.8 m ・ 付帯工 1式 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DIP. NS（φ400） 1.5 m ・ DIP. GX（φ250） 52.5 m ・ DIP. GX（φ100） 3.5 m ・ DIP. K（φ250） 18.0 m ・ DIP. K（φ100） 1.5 m ・ 仕切弁. GX（φ250） 7基 ・ 仕切弁. F（φ250） 1基 ・ 泥吐弁. GX（φ75） 2基 ・ 不断水簡易仕切弁（φ250） 2基 ・ 空気弁 （φ20） 2基 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リブ付き塩ビ管布設工（φ400mm） L = 26.3 m

			<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート管布設工（φ 600 mm） L = 2.4 m ・人孔設置工（2号 雨水） 1箇所 ・小口径公設柵取付管撤去工（φ 150） 1箇所 ・小口径公設柵取付管取替工（φ 150） 1箇所 ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年3月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	92,642,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	道路工事等若しくは道路工事等と配水管布設替工事等又は下水道管工事等の合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、4,600万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日

	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札日時	令和元年10月21日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和元年10月28日
	12	開札日時	令和元年10月31日 午前10時00分
	13	落札者決定日	令和元年11月1日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和元年10月29日まで
	2	回答	令和元年10月30日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和元年10月30日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「<u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 146号		
工事名	側溝改良工事(31-5)		
工事場所	甲府市国母八丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L = 70.9 m ・側溝工(1000型・標準部) L = 63.90 m ・側溝工(1000型・点検口部) L = 7.00 m ・舗装工 A = 96.00 m² ・区画線工 1式
	2	工期	令和2年2月14日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,158,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事等。 ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(とび) 148号		
工事名	交通安全施設整備工事(31-3)		
工事場所	甲府市伊勢四丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L = 103.0m ・防護柵工 L = 101.0m ・防護柵基礎工 L = 101.0m ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,025,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)540点以上
	3	同種工事施工実績	道路防護柵等の設置工事。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日

	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 149号		
工事名	定温倉庫高圧変電設備改修工事		
工事場所	甲府市国母六丁目5番1号		
工事概要	1	工事内容	1. 受変電設備工事 (1) PAS更新工事 (2) キュービクル設置工事 2. 幹線設備工事 3. 撤去・復旧工事 (1) フェンス工事 (2) サッシュ工事
	2	工期	令和2年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	21,263,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和元年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

昇仙峡リバイバルプラン策定支援業務

2 業務概要

本市を代表する観光地の一つである昇仙峡の再活性化を図るため、広く観光客等の意見などを集約するための調査・分析を行うとともに、本市や地域の観光事業者、関係団体等による「昇仙峡リバイバル会議」において協議された、昇仙峡を取り巻く現状を踏まえた課題の整理や観光資源の更なる魅力向上、誘客等への対応策を基に「昇仙峡リバイバルプラン」の策定支援を行う。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和2年3月13日（金）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 過去5年以内に国、地方公共団体において、本業務に類似する業務に関する実績（本店、他の支店を含む。）を有していること。
- (2) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 「公募型プロポーザル実施要項」及び「仕様書」を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市 産業部 観光商工室 観光課 (担当: 中澤)

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5702

FAX 055-227-8065

電子メール sangkaka@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第569号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第3618号
充当通知書 福発第3619号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字藤塚423番6
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市南口町3番15号
サザンコート802
中村 久子

甲府市告示第571号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 市民発第21539号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年10月1日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年9月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市下帯那町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒虎
- 6 その他の特徴：成犬、首輪をしていない、中型、半立耳

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第573号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成30年度市県民税過年第4期督促状
平成30年度市県民税第1期督促状
平成30年度市県民税第2期督促状
平成30年度市県民税第3期督促状
平成30年度市県民税第4期督促状
平成30年度市県民税第5期督促状
平成31年度市県民税過年第1期督促状
平成31年度市県民税第1期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第574号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した指定代理納付者について、次のとおり変更があったため、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第51条第5項の規定により、告示する。

令和元年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、住宅使用料、保育所に係る利用者負担額（保育料）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料
ただし、納入義務者がインターネットを利用して納付するものに限る。
- 3 変更事項
指定代理納付者の名称
（1）変更前 ヤフー株式会社
（2）変更後 P a y P a y 株式会社
- 4 変更年月日
令和元年9月30日

甲府市告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和元年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社アンジュエトワル |
| 2 | 事業者の所在地 | 神奈川県川崎市川崎区浜町二丁目6番5号 |
| 3 | 事業所名 | ヘレーネケア甲府東事業所 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市横根町1171番地2 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護・重度訪問介護 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1910101425 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和元年9月30日 |

甲府市告示第576号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、平成30年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第577号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年9月30日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 介護保険料 過誤納還付・充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第578号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名 | 平成31年度軽自動車税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第579号

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11第1項の規定により公示する。

令和元年9月30日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | サービスの種類 | 別紙のとおり |
| 2 | 事業所の名称 | 別紙のとおり |
| 3 | 事業所の所在地 | 別紙のとおり |
| 4 | 当該事業所の設置者 | 別紙のとおり |
| 5 | 確認年月日 | 令和元年9月25日 |

教育委員会

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第8号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和元年度の補助金の対象期間は、平成31年4月から令和元年9月まで（以下「前期分」という。）とする。この場合において、別表第1に掲げる補助限度額については、当該補助限度額の各階層にそれぞれ2分の1を乗じて得た金額とする。

別表第1の備考第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×前期分の保育料の支払い月数÷12（百円未満を四捨五入）

- 5 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。この場合において入園料及び保育料については、次の算式により補助限度額と比較の上、補助額を決定する。

(1) 入園料について

入園料×前期分の保育料の支払い月数÷年間在籍月数（百円未満を四捨五入）

(2) 保育料について

保育料×前期分の保育料の支払い月数

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金
交付規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成2年9月教委規則第11号）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第9号

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成2年9月教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

設備器具利用料金

分類	品名	単位	利用料金
舞台設備	音響反射板	1式	8,240円
	所作台（鳥屋囲を含む。）	1式	12,100円
	平台	1台	100円
	山台	1台	220円
	めくり台	1台	100円
	演台（花台を含む。）	1式	1,200円
	司会者台	1台	540円
	指揮者台	1台	100円
	指揮者譜面台	1個	100円
	譜面台	1個	100円
	屏風	1双	2,420円
	松羽目	1式	2,420円

	緋毛せん	1枚	320円	
	舞踏用シート	1式	7,140円	
	地ガスリ	1枚	3,300円	
	紗幕	1枚	3,300円	
	高座用座布団	1枚	320円	
照明設備	調光機設備	1式	3,300円	
	反射板ライト	1列	980円	
	ボーダーライト	1列	980円	
	フットライト	1式	1,200円	
	アッパーホリゾンライト	1式	2,200円	
	ロアーホリゾンライト	1式	2,200円	
	サスペンションライト	1列	2,960円	
	トーメンタルライト	1台	220円	
	フロントサイドライト	1列	660円	
	シーリングライト	1式	4,400円	
	ピンスポットライト	1台	2,200円	
	可動スポットライト	1.5キロワット	1台	320円
		1キロワット	1台	220円
		0.5キロワット	1台	100円
	ストリップライト	1台	220円	
効果用照明器具	1台	1,320円		
音響設備	拡声基本設備	1式	3,300円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	540円	
	ダイナミックマイクロホン	1本	320円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,760円	
	三点吊マイク装置	1式	2,420円	
	効果用スピーカー	1台	540円	
	ステレオオーディオレコーダー (CD/SD/USB)	1台	1,760円	
	CD/MD デッキ	1台	1,760円	

	カセットテープデッキ	1台	1,760円	
	効果用音響器具	1台	1,200円	
	ダイレクトボックス	1台	320円	
映写設備	映写機 (16ミリメートル)	1式	5,940円	
	移動式映写機 (16ミリメートル)	1台	1,760円	
	液晶プロジェクター	1台	1,760円	
	DVDプレーヤー	1式	1,760円	
	映写スクリーン	1式	1,200円	
	移動用スクリーン	1式	540円	
楽器	フルコンサートピアノ (外国製)	1台	12,100円	
	フルコンサートピアノ (日本製)	1台	4,840円	
	セミコンサートピアノ (日本製)	1台	2,420円	
	アップライトピアノ	1台	1,200円	
	大太鼓	1式	1,100円	
その他		1キロワット未満	1口	100円
	持込器具使用電源	1キロワット以上2キロワット未満	1口	220円
		2キロワット以上で1キロワット増すごとに	1口	320円
	電動椅子	1式	6,600円	
	仮設舞台	1式	11,000円	

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の規定による改正後の別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行った利用の許可に係る利用料については、なお従前の例による。

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

令和元年9月2日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 業務名

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（貢川、甲運、大里、池田・新田、北新・千代田小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食を実現するため平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。

この事業の実施にあたって、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた、新しいより優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、今回の受託事業者選考にあたっては引き続き、公募型企画提案方式によるプロポーザルを実施する。

3 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) この告示の日から契約の日までにおいて、甲府市から指名停止を受けている者でないこと。

- (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立里垣、相川、羽黒、石田、伊勢・湯田小学校及び玉諸、山城、舞鶴小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領等参照（甲府市ホームページにて参照可）
ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>
- 6 主催及び事務局
主 催 甲府市教育委員会
事務局 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て
F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8
T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

令和元年9月2日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 業務名

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（国母、千塚、大国、朝日・新紺屋、東・善誘館小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食を実現するため平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。

この事業の実施にあたって、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた、新しいより優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、今回の受託事業者選考にあたっては引き続き、公募型企画提案方式によるプロポーザルを実施する。

3 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) この告示の日から契約の日までにおいて、甲府市から指名停止を受けている者でないこと。

- (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立里垣、相川、羽黒、石田、伊勢・湯田小学校及び玉諸、山城、舞鶴小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領等参照（甲府市ホームページにて参照可）
ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>
- 6 主催及び事務局
主 催 甲府市教育委員会
事務局 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て
F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8
T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

甲府市教育委員会告示第28号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月20日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (教委) 第5号 |
| (2) 業務名称 | 史跡武田氏館跡第3次整備基本計画作成業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和2年3月25日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1)

平成26年度から平成30年度の間、国又は地方公共団体が行う史跡の「保存活用計画」若しくは「保存管理計画」の作成業務又は国又は地方公共団体が行う史跡整備の「基本構想」若しくは「基本計画」の作成業務を受注・完了した実績があり、契約書の写しを提出できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4)

この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和元年9月24日（火）～令和元年10月3日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年9月24日（火）～令和元年10月3日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年10月21日（月） 午後2時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に
国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする
契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約
を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第84号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 119人
2	1/3の数	51, 978人
3	1/6の数	25, 989人
4	選挙人名簿登録者数	155, 934人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、令和元年9月27日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和元年9月20日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和元年10月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第58号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和元年9月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

指定番号	第145号
指定業者名	堀口設備
所在地	甲府市古上条町18-6
代表者	堀口 利夫

甲府市上下水道局告示第59号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 140012号		
工事名	下水道管布設工事(特環・R1C-3)		
工事場所	甲府市上町地内		
工事概要	1	工事内容	・リブ付硬質塩化ビニル管布設工 (φ200mm) L=82.4m ・人孔設置工(1号) 2箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年2月3日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,191,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 700万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月6日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年9月18日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月6日
	4	申請書受付締切日	令和元年9月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年9月25日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年9月26日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月4日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月1日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第60号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(電気) 110054号	
工事名		(そ-14) 平瀬浄水場第2系列急速ろ過池照明設備改修工事	
工事場所		甲府市平瀬町437番地3 (平瀬浄水場)	
工事概要	1	工事内容	1 平瀬浄水場第2系列急速ろ過池照明設備 取替 1式 ・LED投光器及びLED照明器具 66台 ・電灯分電盤・動力盤・端子盤 各1面 2 上記器具取替に伴う配線・配管及び既設 撤去 1式
	2	工期	令和2年2月3日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,771,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、 1件の工事請負額が600万円以上の 実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年9月18日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月6日
	4	申請書受付締切日	令和元年9月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年9月25日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月6日
	7	設計図書配付締切日	令和元年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年9月26日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月4日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月1日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第61号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110058号		
工事名	(更新-5) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市丸の内二丁目地内 (甲府共立病院の南)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ100) 138.2m ・DIP. K (φ100) 0.8m ・DIP. GX (φ75) 13.0m ・DIP. K (φ75) 2.0m ・HPPE (φ75) 115.5m ・RRVP (φ75) 1.5m ・仕切弁. GX (φ100) 2基 ・仕切弁. GX (φ75) 3基 ・仕切弁. PE (φ75) 1基 ・消火栓 (φ75) 1基
	2	工期	令和2年3月10日まで
	3	予定価格 (税込み)	24,057,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の場

			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		<u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u>	

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第62号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 110061号		
工事名	(そー9) 千代田第1ポンプ場及び第3配水池電磁流量計更新工事		
工事場所	甲府市羽黒町1625-1(千代田第1ポンプ場)外1箇所		
工事概要	1	工事内容	・水中型フランジ式電磁流量計 100A 1台 ・水中型ウエハタイプ電磁流量計 100A 1台 ・電気配線、配管工事 1式
	2	工期	令和2年3月23日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,538,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 500万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第63号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110063号		
工事名	(路4-1) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市国母六丁目地内外3箇所(甲府地方卸売市場の北西)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表層工(1号箇所:一層式) A=752.0㎡ ・表層工(2号箇所:三層式) A=448.0㎡ ・表層工(2号箇所:一層式) A=55.0㎡ ・表層工(3号箇所:一層式) A=325.0㎡ ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年2月19日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,051,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第64号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110064号		
工事名	(路4-3) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市武田三・四丁目地内 (要法寺の南)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表層工 「再生密粒度ASC (PK-3) : t = 5 cm」 A = 2,490.0 m² ・上層路盤工 「粒調碎石 (M-40) : t = 20 cm」 A = 110.0 m² ・上層路盤工 「瀝青安定処理 : t = 10 cm」 A = 110.0 m² ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年2月19日まで
	3	予定価格 (税込み)	17,193,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		<u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u>	

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第65号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110065号		
工事名	(路4-4) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市宝一・二丁目地内 (甲府市役所西庁舎の東)		
工事概要	1	工事内容	・表層工 (一層式) $A = 1, 520.0 \text{ m}^2$ ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年2月19日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,408,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日

	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第66号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 130060号		
工事名	舗装復旧工事(公共R1-2)		
工事場所	甲府市宝二丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 $L = 160.8 \text{ m}$ ・ 安定処理層工 (再生瀝青安定処理路盤材 $t = 100 \text{ mm}$) $A = 1,209.4 \text{ m}^2$ ・ 表層工 (再生密粒度ASC $t = 50 \text{ mm}$) $A = 1,078.2 \text{ m}^2$ ・ 表層工 (再生密粒度ASC $t = 30 \text{ mm}$) $A = 3.4 \text{ m}^2$ ・ 表層工 (ポーラスASC $t = 50 \text{ mm}$) $A = 160.7 \text{ m}^2$ ・ 基層工 (改質粗粒度ASC $t = 50 \text{ mm}$) $A = 160.7 \text{ m}^2$ ・ 中間層工 (再生粗粒度ASC $t = 50 \text{ mm}$) $A = 160.7 \text{ m}^2$ ・ 区画線工 1式 ・ 附帯工 1式
	2	工期	令和2年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	26,488,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装復旧工事等。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		

入札保証金	免除	
契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用「 <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> 」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第 6 7 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和元年 9 月 2 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建設) 3 3 0 0 3 6 号		
業務名	甲府市浄化センター第 2 ・第 3 系列最初沈殿池耐震補強実施設計業務委託		
施行場所	甲府市大津町地内（甲府市浄化センター場内）		
業務概要	1	業務内容	・最初沈殿池耐震補強詳細設計 1 式
	2	履行期間	令和 2 年 5 月 2 9 日まで
	3	予定価格 (税込み)	公表しない
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内に本店又は営業所
	2	競争入札参加資格	「建設コンサルタント」 甲府市上下水道局における「建設コンサルタント」に係る競争入札参加資格を有し、平成 3 1 ・3 2 年度入札参加資格審査申請時に、建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号）第 2 条第 1 項の規定による、建設コンサルタントの下水道部門の登録を受けており、かつ、様式⑥「受注を希望する委託業務」の（下水道部門）を希望していること。
	3	同種又は類似業務の実績	入札説明書 1 （ 2 ）に記載
	4	配置予定技術者の資格・業務経歴等	入札説明書 1 （ 3 ）に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年 9 月 2 5 日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年10月4日
	3	申請書受付開始日	令和元年9月25日
	4	申請書受付締切日	令和元年10月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認通知日	令和元年10月10日
	6	設計図書配付開始日	令和元年9月25日
	7	設計図書配付締切日	令和元年10月11日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年9月25日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年10月11日
	10	入札及び開札日時	令和元年10月21日 午前10時40分
	提出書類	1	参加申請時
2		入札時	入札参加資格確認通知書 積算内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和元年10月17日 午後5時まで
	2	回答	令和元年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
最低制限価格	設けない		
支払条件	前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第68号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

指定年月日	令和元年9月26日
指定番号	第272号
指定店名	有限会社 青柳組
所在地	甲府市塩部3-9-33
代表者氏名	青柳 泛

甲府市上下水道局告示第69号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

指定年月日	令和元年9月26日
指定番号	第273号
指定店名	入倉設備
所在地	甲斐市西八幡1548-4
代表者氏名	入倉 知

甲府市上下水道局告示第70号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和元年9月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 指定番号 | 第430号 |
| | 指定業者名 | 有限会社 青柳組 |
| | 所在地 | 甲府市塩部三丁目9-33 |
| | 代表者 | 青柳 泛 |
| 2 | 指定番号 | 第431号 |
| | 指定業者名 | 清水設備 |
| | 所在地 | 甲斐市竜王2262 |
| | 代表者 | 清水 聡之晟 |
| 3 | 指定番号 | 第432号 |
| | 指定業者名 | 入倉設備 |
| | 所在地 | 甲斐市西八幡1548-4 |
| | 代表者 | 入倉 知 |

任免辞令

(市長事務部局)

総務部 行政管理室 職員課
死亡により退職とする

係長 原 田 純 子

以 上 発 令 日 令和元年8月23日

小 泉 卓 也

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち保全室道路河川課技師を命ずる

有 泉 健 太

技術職員に採用する
建築職を命ずる
まちづくり部まち整備室建築指導課技師を命ずる

以 上 発 令 日 令和元年9月1日

総務部 行政管理室 職員課
福祉保健部 健康支援センター 健康増進課
市立甲府病院 診療部
市立甲府病院 診療部
市立甲府病院 看護部

技師 橋 本 ちひろ
技師 小 林 由 美
医師 黒 沢 吉 永
医師 渡 邊 裕 陽
主任 石 倉 鮎 美

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和元年9月30日